答 弁 第 二 三 二 号平成二十三年六月十七日受領

内閣衆質一七七第二三二号

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出一 票の格差に対する政府の見解に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員浅野貴博君提出一票の格差に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

価 ている一人別枠方式」について、最高裁判所平成二十三年三月二十三日判決は、 に違反するものということはできない」と判示しているものと認識している。 る是正がされなかったとはいえず、 に反するに至っており、同基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、 本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求 値の平等の要求に反するに至っていたものではあるが、 政府としては、 御指摘の 「第四十五回衆議院議員総選挙により生じた一票の格差、またその原因となっ 本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法十四条一項等の憲法の規定 いずれも憲法上要求される合理的期間内におけ 「本件選挙時において、 憲法の投票

一及び三について

ては、 たとおり、 御指摘の「一票の格差の是正」及び「一人別枠方式の改定」を含めた衆議院の選挙制度の在り方につい - 先の答弁書(平成二十三年六月七日内閣衆質一七七第二一二号) 二から四までについてでお答えし 議会政治の根幹に関わる問題であることから、まずは、 各党各会派において、 早急に御議論い

のと承知しており、 ただくべき事柄と考えている。 政府としては、その御議論を踏まえ、 なお、 これについては、 現在各党各会派において御議論がなされているも 必要に応じて適切に対応してまいりたい。

四について

衆議院が解散されたときは、 律第百号)等の規定の下で内閣が衆議院の解散を決定することは否定されるものではないと考えており、 を保つ見地から、 るというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、 衆議院の解散権は、 憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、現行の公職選挙法 内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があ 憲法第五十四条の規定により、 解散の日から四十日以内に、 立法府と行政府の均衡 (昭和二十五年法 衆議院議員の総

選挙を行うこととなる。